

民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する
中間試案の補足説明

令和３年２月

法務省民事局参事官室

用を求める者に存する事情等を踏まえつつ、引き続き検討する必要がある（なお、対価を徴することとした場合の法技術的な問題として、それを法律により手数料として徴収することとするか、それとも運用による利用料の徴収として整理するかについても検討が必要となる。）。

2 裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製

(1) 当事者による閲覧等

当事者は、いつでも、電子情報処理組織を用いて、裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製をすることができるものとする。

(2) 利害関係を疎明した第三者による閲覧等

利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧及び複製を請求することができるものとする。

(3) 利害関係のない第三者による閲覧

利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧に関する規律については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

当事者及び利害関係を疎明した第三者以外の者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録（次に掲げるものに限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、この限りでない。

ア 訴状及び答弁書その他の準備書面

イ 口頭弁論の期日の調書その他の調書（調書中の証人、当事者本人及び鑑定人の陳述、検証の結果並びに和解が記載された部分を除く。）

ウ 判決書その他の裁判書

【乙案】

利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧を認めない。

(4) 裁判所外の端末による閲覧等を行うことができない場合

(1)による訴訟記録の閲覧及び複製、(2)による訴訟記録の閲覧及び複製の請求並びに(3)による訴訟記録の閲覧の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。訴訟の完結した日から一定の期間が経過したときも、同様とするものとする。

(注)第1の本文3の電子化後の訴訟記録の保存期間に関する規律の在り方について、引き続き検討するものとする。

(補足説明)

1 裁判所外における閲覧及び複製（試案の本文の概要）

訴訟記録は、裁判所書記官が保管することとされ（裁判所法第60条第2項）、法第91条は、当事者及び利害関係を疎明した第三者による訴訟記録の閲覧、謄写及び複製並びに利害関係のない第三者による訴訟記録の閲覧は、いずれも裁判所書記官に対して請求してすることを規定している（同条第1項から第4項まで）。そして、これらの規定によれば、訴訟記録の閲覧等は、訴訟記録を保管する裁判所においてすることになる。

試案の本文(1)及び(2)は、このような規律に加えて、電子化後の訴訟記録の閲覧等について、裁判所外の端末（例えば、自己の端末）によりインターネットを用いてすることができる規律を設けることを提案するものである。具体的には、当事者は、裁判所書記官に対する請求によらず、いつでも、訴訟記録の閲覧及び複製（ダウンロード）をすることができるものとし（試案の本文(1)）、利害関係のある第三者は、自己の利害関係をその都度疎明して、訴訟記録を保管する裁判所の裁判所書記官に対して請求することにより、訴訟記録の閲覧及び複製をすることができるものとしている（試案の本文(2)）。この規律によれば、訴訟記録の閲覧及び複製の請求をする者が利害関係のある第三者であるときでも、当該第三者は、その都度一時的なアカウント及びパスワードの発行を受けるなどして、裁判所の外から、事件管理システムを通じて、訴訟記録の閲覧及び複製をすることができることとなる。

試案の本文(3)は、利害関係のない第三者についても、裁判所外の端末によりインターネットを用いてする訴訟記録の閲覧を認める規律を設けるかどうかについて、二つの考え方を提示するものである。一つは、利害関係のない第三者も、訴訟記録を保管する裁判所の裁判所書記官に対して請求することにより、訴訟記録のうち一定の範囲のもの（具体的には、判決書その他の裁判書、調書（調書中の証人、当事者本人及び鑑定人の陳述、検証の結果並びに和解が記載された部分を除く。）並びに訴状及び答弁書その他の準備書面である。）の閲覧を認めるものとし、証拠となるべきものの写しの閲覧は認めないものとする考え方であり（甲案）、もう一つは、利害関係のない第三者には、裁判所外の端末によりインターネットを用いてする訴訟記録の閲覧を認める規律を設けないものとする考え方である（乙案）。

なお、甲案の前提として、例えば、法第92条の第三者による閲覧等の制限の規律に加えて、個々の訴訟記録中の保護すべき個人情報の範囲を明確にし、それを匿名加工するものとする規律を設けることも考えられるが、部会では、その作業の負担は極めて大きいとの指摘がされている。他方で、部会では、甲案を採用する場合の前提として、裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧をしようとする第三者は、現在の実務上の運用と同様に、事件が係属する裁判所や事件番号などの情報（当事者

名以外の情報)によって、あらかじめ閲覧をしようとする訴訟記録を個別具体的かつ一義的に特定した上で、閲覧を請求することとすべきとの意見も出された。これは、もし当事者名を含む任意の語句での訴訟記録の検索を可能とした場合には、訴訟記録が保管された裁判所での閲覧しか認められない現行の制度と比べて、当事者及び第三者のプライバシー等の保護を相当程度に後退させることとなり、悪用が懸念されるなど弊害が大きいと考えられるためである。

試案の本文(4)は、例えば、電子化後の訴訟記録の保存先のサーバを移管するための作業が行われている間であったり、事件管理システムをメンテナンスしたりする場合など、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障になるようなときは、裁判所外の端末によりインターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求(当事者による閲覧及び複製を含む。)を拒むことができるものとするために、法第91条第5項に相当する規律を設けることを提案しているほか、セキュリティの向上やサーバの容量の制約等の理由から、裁判所外の端末によりインターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等についてのみ、その期限に関する規律を設けることを提案している。

2 利害関係のない第三者による裁判所外における閲覧に関する議論(試案の本文(3))

部会では、試案の本文(3)の甲案の規律の根拠として、裁判手続の透明性を高めて裁判の公開を一層実質化する点に重きを置きつつ、当事者のプライバシーにも十分配慮すべきであるとの考えが示された。

これを受けて、利害関係のない第三者が裁判所外の端末を利用した訴訟記録の閲覧を請求することを認める規律を設けることの当否について議論がされ、賛否それぞれの意見が出された。

利害関係のない第三者による裁判所外の端末を利用した訴訟記録の閲覧を認める必要性及びその対象とすべき訴訟記録の範囲に関するものとして、法第92条の事由を拡大した上で、裁判所の内外で同一の範囲の訴訟記録の閲覧をすることができるようにしてはどうかとの意見、訴訟の相手方となった者の過去の訴訟戦略や傾向を分析するなど様々な活用のニーズが企業にはあるため、判決書以外の一定のものについても裁判所外の端末を利用した訴訟記録の閲覧を認めてはどうかとの意見が出された。

他方で、利害関係のない第三者による裁判所外の端末を利用した訴訟記録の閲覧を認めることの弊害及びこれへの対処に関するものとして、実印の印影やクレジットカードの裏面のセキュリティコード等が現れた書証の写しが複製されれば、不正に利用されてしまうとの意見、現行法の第三者による閲覧等の制限の事由に該当しないものの中にも、交渉過程や社内の発言、社内制度など、第三者に知られたくないものが多く存在するので、法第92条の事由が拡大されない限り反対する企業が多いと思われるとの意見、訴訟記録を収集してウェブサイトに掲載する者が現れる

のではないかと意見、プライバシーや個人情報が流出するおそれが高まり、訴えの提起をちゅうちょさせてしまうのではないかと意見、個人情報の匿名加工を訴訟の進行中に行わなければならないとすれば、当事者の負担が大きいと意見が出された。これに対し、現在では、超小型カメラ等も存在するため、利害関係のない第三者による訴訟記録の複製のリスクは、裁判所書記官の監視下での閲覧時と裁判所外の端末を利用した閲覧時とでどれほど差があるか疑問があるとの意見も出された。

また、閲覧の目的及び不正利用の防止策に着目したものとしては、法第92条の事由に該当しないものの全てを裁判所外の端末を利用した訴訟記録の閲覧の対象とすることには抵抗があり、不当な目的による閲覧請求を除外する規律や、閲覧により知り得た内容を不正に利用する行為を規制する規律を加えることもあり得るとの意見が出されたのに対し、閲覧の目的により区別する規律に実効性があるかは疑問であり、弁護士など、職務上の必要性が強く認められ、かつ、一定の不適正な行為をしない立場にあると典型的に考えられる者に限って裁判所外端末閲覧を認めることが考えられるとの意見や、閲覧の目的を審査の対象としてしまうと、訴訟記録との関係で形式的に審査することができる利害関係の有無とは異なり、裁判所書記官ではなく裁判官が判断しなければならないのではないかと意見、一度閲覧させてしまったら、たとえ事後的な不正利用に対する制裁を設けても、不正な利用を防ぐことは難しいため、閲覧の対象となる訴訟記録の範囲を明確に定めるほうがよいとの意見が出された。

このほか、検索機能に着目したものとして、当事者名を含む任意の語句の検索により事件番号等の調査を要せずに閲覧することができる環境の構築を求める意見が出されたのに対し、このような検索までを認めるのはプライバシー保護の観点から問題があるとの意見や、このような検索を認めることによって事件管理システムへの負荷も大きくなるとの意見が出された。また、アメリカ合衆国連邦裁判所の訴訟記録のインターネット閲覧システムにおいては、当事者の氏名や住所を用いた事件検索や、任意の語句を用いた全文検索はすることができないこと、同国の州裁判所のうち訴訟記録のインターネット閲覧を認めているところでも、一定の種類の事件や個々の情報の内容に応じた第三者による閲覧等の制限をかけるなどしていること、訴訟記録がインターネット上の検索エンジンによる検索結果として表示されないようにしていることが紹介された。なお、この点に関連する新たな取組として、公益財団法人日弁連法務研究財団が主催するプロジェクトチームが、判決を民間組織において匿名加工した上でオープンデータ化するための検討を始めていることが紹介された。

3 訴訟記録の保存期間（試案の注）